

## 「余裕期間制度」に関するQ&A（改正）

### 1. 契約手続き等について

#### 1-① 契約保証の保証期間は？

契約保証の保証期間については、余裕期間と実工期を合わせた全体工期を含むものとします。

#### 1-② コリnz登録はどのようにすればよいか？

コリnzの受注時登録については、工事の始期後 10 日以内（休日を除く）に登録申請するものとし、「契約工期」の「開始年月日」は契約日を、「実工期」の「開始年月日」は実工事期間の始期を入力してください。

#### 1-③ 工程表や施工計画書の提出時期は？

通常の工事と同様、工程表については工事の着手前（工事の始期日から 40 日以内）、施工計画書は工事の着手前に監督職員へ提出してください。

#### 1-④ 余裕期間を必要としない場合の契約方法は？

「余裕期間制度」の適用工事の場合は、余裕期間を必要としない場合であっても「工期通知書」を提出のうえ、工期末を定めての契約となります。

#### 1-⑤ 契約時に他工事に従事している場合の「現場代理人等決定通知書」は？

余裕期間内であれば当初契約時でなくとも契約担当課で受付できます。

### 2. 余裕期間中の配置技術者等について

#### 2-① 主任（監理）技術者の専任は必要？現場代理人の常駐は必要？

余裕期間中については、工事現場への専任、常駐は要しないものとします。

#### 2-② 配置技術者を設置できなくなった場合は？

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合は、契約を解除するとともに、南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領に基づく指名停止が行われます。

#### 2-③ 総合評価落札方式における配置予定技術者の扱いは？

競争参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができますが、審査は候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価します。

## 2-④ 事後審査型入札に係る配置予定技術者を設置できなくなった場合は？

条件付き一般競争入札の事後審査において配置予定としていた技術者が、現在従事している他の工事の工期延期等により工期始期に配置できないことが明らかとなった場合は、配置予定技術者を変更することができます。この場合、変更する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」と変更後の技術者に係る資格確認資料及び他工事の工期延期等を疎明する資料を直ちに管財契約課へ提出し、変更の可否の審査を受けてください。

## 3. 余裕期間中の対応について

### 3-① 余裕期間中にできること、できないことは？

【余裕期間内にできることの例】

- ・労働者の確保（下請負人との契約も含む）
- ・現場に搬入しない資機材の準備
- ・現場の下見
- ・施工図の作成、構造チェック、数量計算

【余裕期間内にできないことの例】

- ・現場事務所、工事看板の設置
- ・現地測量、埋設物調査
- ・樹木伐採、除草
- ・現場への資機材搬入
- ・監督職員、関係官公庁等との協議
- ・近隣住民との調整、工事お知らせ配布
- ・工事写真の撮影

### 3-② 技術者の配置など施工体制が早めに確保された場合の始期の変更は可能？

余裕期間内に施工体制等（技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、始期を前倒しすることができます。ただし、実工期の日数は変わりませんので工期の終期についても前倒しした日数分を変更することになります。

### 3-③ 不測の事由が発生し、通知した始期日前に着手する必要が生じた場合は？

自然的条件または人為的な施工条件等の変更に伴い、通知した工期の始期より前に現場着手する必要が生じた場合は、受発注者協議のうえ工事打合簿等により、発注者は現場着手を指示することができるものとします。なお、その場合は3-②とは異なり、工期の終期の変更は行いません。

3-④ 不測の事由が発生し、通知した始期日に着手できなくなった場合は？

受注者の責によらない事由により、現場着手日に着手できなくなった場合は、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき適切に対応してください。

なお、余裕期間中は一時中止期間に含みません。